

別添資料 1: 新たなグローバル・モニタリング枠組みに関する見解

1. グローバル・モニタリング指標の必要性

野心的なグローバル・モニタリング枠組みは、援助政策の改善を促す重要なインセンティブ手段となる。PD 評価報告書は、既存のパリ指標についてはいくつかの懸念事項を認めつつ、政策改善に貢献してきたことを結論付けている。そのため、指標数の削減や指標内容の大幅な変更は、これまでの改革を後退させ、過去のコミットメントの実現や指標の改訂に向けた今後の努力を弱体化させることが危惧される。

グローバル・レベル

- 改訂モニタリング指標と共通ベースラインによってパリ・コミットメントに対する明確かつ透明なアカウンタビリティを確保しなければ、**ピア・プレッシャーとグローバル・アドボカシーの根拠が失われ**、援助効果向上に向けた政治的圧力は大幅に弱まってしまう。その結果、**多くのアクターが総論ではその重要性を認めているはずのパリ原則の、今後の実践化を困難に**してしまう。
- 我が国においても、この間、市民社会などとの対話を通じ、パリ宣言等を意識した形で『ODA のあり方に関する検討』、『国際保健政策 2011-2015』、『日本の教育協力政策 2011-2015』などを策定してきており、これら政策が目指した方向性踏まえた実施を行う上でも、また 2015 年以降の新政策を策定する際にも、**グローバル・レベルで強力なモニタリング枠組みが、重要なインセンティブとなる。**

カントリー・レベル

カントリー・レベルで援助効果の向上を確保する上で、現在焦点化されている、カントリー・レベルでの実施とモニタリングの強化自体は重要かつ不可欠。一方、開発協力供与者と被援助国の間、及び各国政府と市民の間に一定のアカウンタビリティを確保する上で、グローバル・モニタリングも引き続き必要。

- PD 評価報告書は、パリ指標のほとんどは、カントリー・レベルにおいても重要であると結論付けている。
- OECD も、援助効果課題への取り組みに関するカントリー・レベルでの重要な対話において、モニタリング・プロセスの存在が促進要因となっていると報告している。
- ドナーと被援助国政府の合意締結や、議会や市民社会に対する国内アカウンタビリティ・プロセスの開放など、カントリー・レベルでの過去のアカウンタビリティ向上も、強力なグローバル・モニタリング枠組みがその根拠となっていることが、様々な調査で判明している¹。
- 逆にグローバル・モニタリング枠組みがなければ、被援助諸国は、依拠する基本的パラメーターもないまま多数のドナーとの交渉に臨まざるを得ず、その交渉力は極めて弱まってしまう。このような開発援助供与者と受益者との間の不均等な力関係は、かねてより我が国が懸念事項として主

張していた「ドナー・ドリブンの援助効果」につながりかねない。

2. グローバル・モニタリングの対象範囲

援助効果コミットメントに関する将来のグローバル・モニタリングに関する最大の問題は、①どのようなパラメーターを採用するか、②パリ指標を継続するか否か、および③新たな指標を設定すべきか否かである。これらの問いに対する明確な答えは、BOD 最終版の詳細が判明するまで完全にはわからないが、すでに「global light, country heavy」論や、「モニタリングにかかる時間と資源の浪費を防ぐために、指標の数を減らすべき」といった主張が、半ば共通認識であるかのように言われており、新規指標の設定に対しても強い反対意見が存在する。これらについては、以下のように慎重な検討を要する。

2-1. パリ指標は数が多すぎる？

パリ宣言評価報告書は、パリ宣言モニタリング調査の根本的な弱点として、パリ宣言のコミットメントのうち、ごく一部のみを調査対象とし、アクラ行動計画(AAA)で合意された追加的コミットメントを一つもモニターしていないため、調査対象となった指標に不対応の焦点化が行われたことを指摘している。また、様々な調査結果も、HLF4 では野心的なグローバル・モニタリング・プロセスに合意し、パリ指標の多くをそのモニタリング対象に含め(場合によっては改善し)、新たな指標に合意する余地も残しておくことの重要性を示している²。

2-2. パリ指標は時間と労力の無駄？

指標の数を増やすことは、データ収集にかかる時間や資源の増加を必ずしも意味しない。

- データの収集方法による：情報の公開度が高まれば、それだけモニタリング・コストは低減され、指標の改訂次第では、データ収集に要する時間を節約することも可能。
- データ収集とデータの活用・分析は異なる：現在、パートナー国は、グローバル・ドナー・システムでの分析に必要な形でのデータを収集することに多くの時間と労力をかけている。データ収集を可能な限り自動化することでこの負担を大幅に減らせば、パートナー国の能力を、収集されたデータに基づく開発政策の策定や見直しにより集中させることが可能になる。
- パリ・モニタリング調査に参加する国が時間とともに増えてきたこと(2006 年 32 カ国、2008 年 54 カ国、2011 年 78 カ国)、また、一旦参加した国はほぼすべて参加を継続している事実を見ても、多くの国がそのようなプロセスに時間と労力をかけることに意義を見出しているものと思われる。

以上の理由から、私たちは既存のパリ指標に関しては、これを廃止・大幅な削減や変更をするのではなく、表明されている懸念にパートナーへの負担を増やさない形で対応するよう、改訂すべきと考える。BOD 最終版は、新たな指標について、パリ指標を再確認するもしくは参考にすると明記すべき。その際、指標をパリ宣言の 5 つの原則すべて(オーナーシップ、アラインメント、ハーモナイゼーション、成果に基づく管理、相互説明責任)に関連付け、かつアクラで追加された誓約内容(透明性、複数年度にわ

たる予測可能性など)や、最新の BOD 草案の内容(ジェンダー平等、市民社会組織や議会の活動に資する政策環境、脆弱国の文脈におけるカントリー主導の援助の調整など)を反映したものにすべき。

3. 新たなグローバル・モニタリング・プロセスの参加主体

パリ宣言評価報告書は、PD および AAA の妥当性はすべての開発ステークホルダー(DACドナー、非DAC 供与者、受益国)に該当すると結論付けている。BOD 最終版は、以下について強力に打ち出すべき;

- PD/AAA に基づく強力的な原則、コミットメント、および改訂指標
- 非 DAC 供与者については、PD/AAA の合意内容のうち、すぐに取り組みを始められるものを特定し、その他のコミットメントの実施に向けては時間的猶予を与える。その内容に応じて、今後、非DAC 供与者による開発協力をモニタリングする。

4. HLF4 後のグローバル・モニタリング枠組みの決定プロセス

BOD 最終版は、指標とプロセスの設計方法とその基盤となる原則について明記する必要がある。さらに、指標とそのモニタリング・プロセスに関する提案は、HLF4 後の継続性を確保する技術的知見を有する機関との幅広いコンサルテーションに諮られることを明記すべき。そして、セクター・レベルの援助協調メカニズム(国際保健パートナーシップ(IHP+)やグローバル教育パートナーシップ(GPE)など)によるモニタリングにかけることも提案すべき。

本提案に加わる CSOs は、BOD の最終合意内容のモニタリングについて、既存および改訂版の指標、場合によっては新たな指標、そしてそれらに付帯する期限付きの目標(targets)を含む建設的な提案を2012年6月までに策定するにあたり、他の開発協力アクターと協働する用意がある。**すべての開発ステークホルダーは2013年に再度集結し、2015年のMDGs達成期限に向けたパリ、アクラ、プサンのコミットメントの履行状況を測ることに合意すべき。**別添資料 2『進捗測定指標改訂版試案』は、以上の趣旨に基づき、モニタリングにかかる負担を増やさずに既存および新規のコミットメントを測定するための改訂指標に関する試案である。このような指標案に関する詳細な議論を HLF4 終了前に開始することは困難な状況だが、BOD の文面に、本提案書の冒頭で提案した2つの文言を含むことで、真摯で大胆、かつ効果的なグローバル・モニタリング枠組みに向けたパラメーターを設定しておくことは可能である。

以上